

電気自動車等の充電インフラ整備事業 補助金申請等に関する Q&A

目次

Q1. 事業概要・補助内容・交付申請期間・申請方法	1
Q2. 記入方法・日付	6
Q3. 交付申請・採択について	7
Q4. 交付決定・計画変更について	12
Q5. 実績報告・補助金交付について	13
Q6. 必要書類	14
Q7. 申請後の変更・計画変更	17
Q8. 財産管理・財産処分	19

2021年9月18日 (Ver. 2.0)

Q1 事業概要・補助内容・交付申請期間・申請方法

No.	問合せ内容	回答
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	<p>交付申請の後、採択された申請に交付決定通知書を発送します。</p> <p>交付決定通知書受領後に充電設備の発注および支払、設置工事の開始が可能となります。</p> <p>工事および補助対象経費の支払いを完了させ、期限までに実績の報告をしてください。審査を経て補助金額を確定し、指定の口座へ振込みます。</p>
2	<p>申請期間(申請締切)はいつまでですか。</p> <p>また交付申請書および実績の報告期限はいつまでですか。猶予される場合はありますか。</p>	<p>申込(交付申請)は普通充電とV2Hは令和3年11月30日(火)までが期限です。国の補助金も申し込まれる場合と急速充電の申込は、令和3年10月22日(金)までです。消印有効です。</p> <p>申請総額が予算額を超過すると認められる場合、期限前でも締め切る場合があります。</p> <p>設置が完了してお金の支払いなどすべて完了し、令和4年1月31日(月)までに実績報告(完了報告)ができなかった場合は、申込が受理され交付決定されていても、補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。</p>
3	申請書類等の必要書類の入手方法はどのようなものがありますか。	<p>申請に係る様式類は全て協会のWEBページからダウンロードしてください。一般財団法人 鹿児島県環境技術協会の地球温暖化防止活動推進センターのWEBページからダウンロードしていただけます。Google等で「鹿児島KCCCA」と検索してください。そこにある補助金申請のバナーをクリックしてください。</p> <p>次の画面で、「補助金申請の手引き」や「申請書類」、「補助金交付要綱」などがダウンロードできます。</p> <p>(NETが使えない場合)</p> <p>今回の補助金は事業者やマンション・アパートの管理者などが対象で、個人は対象外です。対象の場合、資料を郵送させていただきますのでご住所と会社名等、ご担当者様のお名前をお聞かせください。</p>
4	補助金交付の対象者はだれですか	<p>今回の補助金は事業者やマンション・アパートなどが対象で、個人は対象外です。アパートのオーナーの方やマンション等の管理組合の代表の方の場合は、個人での申込が可能です。</p> <p>今回は、国や独立行政法人、市町村、国などが51%以上出資や費用負担している団体等は補助の対象としていません。</p> <p>市町村によって認可されている「地縁団体(ちえんだんたい)」が、市町村が設置した公民館等で避難所となる施設を運営されている場合、そこに設置される充電設備についてはV2Hに限り補助の対象となります。</p> <p>県外の企業でも、鹿児島県内の事務所があれば、そこへの設置については補助対象です。</p>

No.	問合せ内容	回答
5	充電料金をいただく設備でも補助金は出ますか	無料でも有料でも補助金の交付が可能です。駐車場料金を課金することは可能ですが、その店舗で何か商品を購入することを条件にすることはできません。
6	補助金額はいくらですか (本体と付帯設備)	<p>急速・普通充電については 国の補助金額は、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるグリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）業務実施細則（充電インフラ導入事業）別表1-3「令和3年度補助対象充電設備型式一覧表」（最新の日付のもの）に示されたもので、急速充電については「目的地」、普通充電については「基礎」に該当する金額です。国補助金額と同額を県からも補助します。県補助金のみを申請される場合は国の補助金額を2倍して、その3/4を県から補助します。</p> <p><急速充電・普通充電設備の補助対象型式及び交付上限額> 次世代自動車振興センターWEB ページ（http://www.cev-pc.or.jp/#no01）の 「充電インフラ（CEV補助金）」の 「a 申請前に確認すること」の中にある 「補助対象充電設備一覧」をクリックしていただき 表示される「令和3年度 補助対象充電設備型式一覧表」を参照してください。</p> <p>V2Hについては、 同センターが定める令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入補助事業）業務実施細則（車両等事業）別表1「銘柄ごとの補助金交付額」に定める補助金交付額です。国補助金額と同額を県からも補助します。県補助金のみを申請される場合は国の補助金額を2倍して、その3/4を県から補助します。</p> <p><V2Hの補助対象型式及び交付上限額> 次世代自動車振興センターWEB ページ（http://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html）の 「CEV補助金」の「令和3年度CEV補助金」の「V2H」の 「◆補助対象V2H充放電設備一覧」の中にある 「●補助対象一覧(補助金交付額)はこちら PDF」をクリックしていただき表示される「（別表1）銘柄ごとの補助金交付額」を参照してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
7	補助金額はいくらですか (工事費)	<p>国補助金併用の場合は、国から工事費に対する補助金が出ますので、県からの補助金はありません。国の補助金額については、以下のとおりです。</p> <p><急速充電・普通充電設備の補助対象工種区分と区分毎の交付上限額> 次世代自動車振興センターWEB ページ (http://www.cev-pc.or.jp/#no01) の 「充電インフラ (CEV 補助金)」の 「a 申請前に確認すること」の中にある 「事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額」をクリックしていただき表示される「別表 1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」を参照してください。</p> <p><V2Hの補助対象工種区分と区分毎の交付上限額> 次世代自動車振興センターWEB ページ (http://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html) の 「CEV補助金」の「令和3年度CEV補助金」の中にある 「実施細則」をクリックしていただき表示される「別表7 V2H放充電設備設置工事の項目と補助金交付上限額」を参照してください。</p> <hr/> <p>県の補助金のみに申請される場合 <急速充電・普通充電設備の補助対象工種区分と区分毎の交付上限額> 上記のセンターが示す国の補助金額をもちいて、別表1-2「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」に定める事業の種類及び充電設備の種類並びに補助対象となる工事区分及び工事項目毎に、補助金の交付の申請をしたかたが申告する補助対象経費について、「協会が審査した額もしくは補助上限額のいずれか低い額を合計した額」又は同表の「補助金交付上限額」欄に掲げる額の、<u>いずれか低い額に4分の3を乗じた額以内</u></p> <p><V2Hの補助対象工種区分と区分毎の交付上限額> V2Hの工事費については、同センターが定める令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)業務実施細則(車両等事業)別表第7「V2H充放電設備設置工事の項目と補助金交付上限額」に定める補助対象となる費用項目毎に補助金の交付の申請をした者又は補助事業者が申告する補助対象経費について、「協会が審査した額もしくは項目ごと補助金交付上限額のいずれか低い額を合計した額」又は同表の「1基設置の場合の補助金交付上限額」欄に掲げる額の<u>いずれか低い額に4分の3を乗じた額以内</u></p>

No.	問合せ内容	回答
8	国や自治体の補助金と一緒にもらうことができますか	<p>原則として県の補助金は、国が一般社団法人次世代自動車振興センターを窓口として実施する「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」や県内の自治体等の補助金と一緒に受けることが可能です。</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センター以外の国の補助金や県内自治体等の補助金については、それぞれの交付団体に、県の補助金と併給が可能かどうかご確認ください。</p> <p>国や自治体等の補助金が、県の補助金と併給が可能な場合は、その申請手続きと一緒に県の申請手続きをしてください。原則としてこちらの交付決定が出てから、発注・着工を行っていただきます。国などの補助金の関係で県の交付決定前に着手する必要がある場合は、県には「事前着手承認申請書」を提出していただき、承認を受けてください。</p> <p>詳しくは「補助金申請の手引き」をご覧ください。</p> <p>鹿児島県が実施する補助金と一緒に受けることは、原則としてできません。</p>
9	同じ設置場所に複数の充電設備を設置する際、補助金はどのように算出されるのですか。	<p>充電設備等設置工事費と付帯設備設置工事費は、充電設備の基数分について申告と上限に基づき審査・算定します。</p> <p>案内板とその他設置に係る費用は一つの申請ごとに申告と上限に基づき審査・算定します。</p> <p>【事業毎の設置工事に係る補助金交付上限額】</p>
10	補助対象となる充電設備にどのようなものがありますか。	<p>協会のホームページから補助金申請の手引きをダウンロードして確認することができます。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
11	どの充電設備でも補助金は交付されるのですか。	<p>協会が承認した充電設備が補助の対象となります。協会では一般社団法人次世代自動車振興センターセンターの認定機器を準用していますので同センターのホームページでご確認ください。</p> <p>【補助対象充電設備一覧】</p>
12	寄贈された充電設備を設置するのですが、工事だけの申請はできますか。	<p>この補助制度は、新たに充電設備を購入する方に対して補助金を交付する制度ですので、寄贈を受けた充電設備等を設置する場合は、申請できません。</p>
13	充電設備の補助率の違いはありますか。	<p>設置する事業により異なります。詳しくは手引きに記載されているそれぞれの事業の説明と提出書類を確認してください。</p> <p>【補助対象事業、補助対象経費】</p>

No.	問合せ内容	回答
14	充電設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	<p>充電設備をリースする場合も申請は可能です。リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりやを反映しなければなりません。交付申請時にデータ入力をする「設置事業計画の申告」においては、使用者(契約者)の考えを入力してください。</p> <p>【申請の手引き：5-16. リース契約に基づく申請の場合(申請者がリース事業を生業とすることを証する書類)】</p>
15	V2H 充電設備は対象外なのか？	<p>V2H 充放電設備についても国のCEV 補助金(令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業費補助金))の車両等導入事業にて申請が可能で、県のこの補助制度でも申請が可能です。</p> <p>【CEV補助金(V2H 充放電設備)のご案内】</p>
16	充電設備を設置する場所の土地の所有者でなくても申請出来ますか。	<p>借地の場合も申請は可能です。ただし、交付申請までに土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾を土地所有者から得た上で申請をしてください。なお、交付申請時に許諾を証する書類の提出が必要です。リース申請の場合は、使用者(契約者)が許諾を得ていることが必要となります。</p> <p>【申請の手引き：5-15. 充電設備を設置する土地が借地の場合(土地の利用に関する許諾書等)】</p>
17	地方公共団体が申請することは可能ですか。	<p>今回は事業者等が対象となり、国及び地方自治体は申請できません。</p>
18	記入した内容に自信がありません。審査が通るかどうか、事前審査をお願いできますか。	<p>本補助制度では、事前審査制度はありません。申請手続きを代行してもらうことも可能です。その場合は工事施工会社にご依頼ください。手続き代行料金を補助金額に含めることはできません。</p> <p>申請にあたりご不明な点は「補助金申請の手引き」をご確認頂くか、協会の補助金申請受付窓口にお問い合わせください。</p> <p>・補助金申請受付窓口 電話：099-202-0128 (平日 9:00-12:00、13:00-17:00)</p>
19	公共用充電設備とは何のことですか。	<p>下記の①～③の要件をすべて満たす充電設備のことになります。</p> <p>①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。</p> <p>②充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。</p> <p>③充電場所を示す案内板を当該施設の入口に設置すること。</p> <p>「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業(目的地充電)」の申請は、公共用充電設備であることが申請要件になります。</p>

No.	問合せ内容	回答
20	店舗の駐車場に設置します。お客様でなくても利用できるようにしますが、営業時間外は駐車場の利用ができません。この場合は要件としての公共性から外れますか。	申請要件である公共用充電設備の利用時間に関する制限はありません。営業時間外は駐車場が閉鎖になることにより利用できなくなる場合でも、営業時間中に要件を満たしているのであれば、公共用充電設備と判断します。 ただし、「商業施設・宿泊施設等への充電設備設置事業」にて急速充電設備を設置する場合には 24 時間(営業時間外も含む。)充電設備を利用できることが要件となります。
21	充電設備が故障したため昨年末に撤去して、これから充電設備を設置する予定です。入替設置として申請できますか。	入替設置については、既設充電設備を設置してから8年以上が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置することが要件となります。 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)に限り、令和2年11月1日~令和3年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に既設充電設備を既に撤去しており、同地点に新たに充電設備を設置する場合は入替設置として申請が可能です。
22	商業施設で入替設置の申請をします。既設充電設備の撤去したことを証する書類がありません。書類が無くても入替設置として申請可能ですか。	産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)など、既設充電設備の撤去したことを証する書類の提出は必須です。書類が無い場合は入替設置としては申請できません。
23	商業施設で入替設置の申請をします。撤去した充電設備について、撤去した設備の情報が分かりません。情報が無くても入替設置として申請可能ですか。	撤去した充電設備の情報(メーカー名、型式、充電設備本体の出力、充電設備の保証開始日、充電設備の銘板が確認できる写真)は必須です。 情報が無い場合は入替設置としては申請できません。
24	宿泊施設の駐車場に設置します。以下の場合は公共性を満たすこととなりますか。 ①宿泊施設である時間帯を宿泊者優先とした場合 ②完全に予約制とした場合 ③会員はいつでも利用可能だが、非会員はスタッフが勤務	申請要件の公共用充電設備であるという前提で以下のように判断します。 ①宿泊者等に充電設備の利用がない場合に、誰でも充電設備を利用できるのであれば、公共用充電設備と判断します。 ②完全に予約制とした場合でも、誰でも予約可能であれば、公共用充電設備と判断します。 ③充電設備の利用時間に関する制限はありませんので、誰でも利用できる時間が営業時間などに限定される場合でも、公共用充電設備と判断します。
25	個人宅に充電設備を設置しますが申請できますか。	該当する事業がありませんので、申請できません。
26	時間貸し駐車場は申請できますか。	「商業施設及び宿泊施設への充電設備設置事業」においては施設に属している、または施設と提携している時間貸し駐車場であれば申請可能です。その場合、提携していることを証する書類の提出が必要です。

No.	問合せ内容	回答
27	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	<p>申請者（リースの場合は使用者（契約者））が自社または資本関係にある会社から充電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。</p> <p>【申請の手引き：5-17. 自社または資本関係にある会社から調達する場合（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）】</p>
28	自分の会社で工事をします。利益等排除の対象となるのですか。	<p>利益等排除の対象となります。交付申請時に「利益等排除申告」、実績報告時に「利益等排除申立」の提出が必要です。</p> <p>【申請の手引き：5-19-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合】</p>
29	充電設備はいつから使っても良いのですか。	<p>交付決定後に設置工事を開始し、設置工事完了後に、検収が完了しましたら、速やかに充電設備は稼働してください。</p>
30	他の補助金と重複して補助金を申請してもよいのですか。	<p>県が実施する他の補助金と重複しない限りにおいて可能です。</p>

Q2 記入方法・日付

No.	問合せ内容	回答
1	設置工事開始日の定義を教えてください	充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工を開始した日のことをいいます。
2	設置工事完了日の定義を教えてください。	補助対象経費にかかる充電設備を稼働させる設置工事が全て完了した日のことをいいます。
3	支払完了日の定義を教えてください。	充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払いが全て完了した日のことをいいます。
4	押印は全て実印ですか。印の種類を教えてください。	管理組合等の団体を代表する個人の場合は認印（団体印がある場合はそれを押印可能ですが任意です）、法人の場合は会社を代表する印または契約締結に使用する印を押印してください。 また、手続代行者を依頼される場合は、代行手続き代行届出書に必ず手続代行者の社印の押印が必要になります。 なお、申請者（手続代行者も含む。）による押印は、すべて同一の印で押印してください。センターに提出する書類は、申請時に押印した印と同じである必要があります。
5	設置事業計画の申告には何を書けばよいのですか。	施設の説明および設置計画の目的と設置効果等、申請者の考えを入力してください。リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。
6	撤去した充電設備を入替設置で申請するにあたり、既設充電設備の撤去したことを証する書類として産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を提出します。 既設充電設備の撤去日はどの日付を入力すればよいのですか。	マニフェスト伝票の交付日を撤去日と判断しますので、交付日を入力してください。 提出された書類の内容から協会にて審査します。
7	履歴事項全部証明書に変更がありました。交付申請時には登記がまだ完了していません。どうすればよいのですか。	株主総会等において登記事項に変更があった場合は、変更前の履歴事項全部証明書等および変更事項を証する書類（総会資料、議事録等）を提出してください。その後、登記が完了しましたら、速やかに履歴事項全部証明書等を提出してください。
8	工事申告の記入方法について教えてください。	エクセルシートに記載されている記入ガイドにそって入力してください。工事施工会社が複数いる場合は、各工事施工会社の「見積書」を集約し、入力してください。
9	見積書が消費税込の金額になっています。申請書に入力する額はどのようにすれば良いのですか。	申請書はすべて税抜の額を入力してください。消費税は補助対象経費とみなしません。審査向上のため、見積書等も消費税は別途記載するようにしてください。

Q3 交付申請・採択について

No.	問合せ内容	回答
1	交付申請とは何ですか。	本事業の補助金交付の採択および交付決定を受けるための申請をいいます。
2	交付申請できるのは誰ですか。	充電設備を購入(所有)し、充電設備を設置する土地の使用権限有する方が申請者となります。新たに購入し設置する充電設備の所有者となる申請者が設置計画について申告する必要があるため、代理人による申請はできません。採択に当たり、申請者本人に内容を確認する場合があります。書類作成等を依頼して実施することは可能です。
3	交付申請の期間はいつですか。	<p><急速充電設備の導入または国の補助金申請も行う場合> 令和3年6月14日～令和3年10月22日(金)</p> <p><普通充電、V2Hの導入の場合> 令和3年6月14日～令和3年11月30日(火)です。</p> <p>消印有効です。 申請総額が予算額を超過すると認められる場合、上記より前でも締め切ることがあります。</p>
4	交付申請を作成中ですが、すべての書類がそろわなくても送付していいですか。	表示された項目へのデータ入力および必要書類が完了していないと申請をすることができません。
5	交付申請では何を提出するのですか。	事業により異なります。詳しくは協会のホームページで「申請の手引き」をご覧ください。(ダウンロードが可能です)
6	交付申請をするときに、何に気を付ければいいですか。	借地の場合の対応、工事の日程、予算の担保、工事の見積書の精度などを考慮し提出ください。詳しくは協会ホームページで「申請の手引き」をご覧ください。(ダウンロードが可能です)
7	手続代行者に依頼ができると思いますが、誰でもなれるのですか。	審査内容の確認等を行いますので、原則工事施工会社に限っています。 【申請の手引き：5-18.申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合】
8	手続代行者を依頼すれば全てやってもらえるのですか。	申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の一部を手続代行者に依頼できますが、協会から発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な観点から、申請者宛に郵便で送付します。 また、手続代行者による不正等が発生した場合は交付決定が取消され、既に補助金が交付されているときは、申請者へ補助金の返還を求めますのでご注意ください。 【申請の手引き：5-18.申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合】
9	下請の工事施工会社ですが、手続代行者になれますか。	手続代行者は申請者と契約を結んでいることが前提となります。契約を結んでいることは、提出された見積書で確認しています。そのため、下請の工事施工会社が、手続代行者となることはできません。 【申請の手引き：5-18.申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合】

No.	問合せ内容	回答
10	工事施工会社が複数いるのですが、どこに手続代行を依頼すればよいですか。	<p>複数いるうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することはできませんので注意してください。</p> <p>代表になった工事施工会社は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施し、他の工事施工会社とも連携を取るようしてください。連絡が取れない場合は、交付決定や補助金の支払いに時間を要す場合があります、補助金の支払いができないこともあります。</p> <p>【申請の手引き：5-18. 申請の手続き一部を代行者へ依頼する場合】</p>
11	いつ採択されるのですか。	申請書が受理されてから概ね1ヶ月程度を目安としています。ただし、国の補助金を同時に申請されている場合は、その採択の可否が確定してからの交付決定となります。
12	いつまでに申請書を送れば、採択日に間に合うのですか。	<p>協会に到着した分を先着順で受付しています。なお、交付申請にて不備不足がある場合は、不備不足の内容が整うまで、受付は保留されます。受付は予算に達した時点で締め切りとなりますので、保留している間に締め切りとなる可能性があるのご注意ください。</p> <p>締め切りとなる日に同時に複数の申請が届いた場合は、抽選により受付順を決めて、予算に達した申請分までを受け付けます。</p>
13	早く申請した方が採択されやすいのですか。	そのようなことはありません。要件を満たしており補助対象として適切であると認められるものは予算のある限り先着順で採択していきます。
14	予算額はいくらになるのですか。	<p>令和3年度の予算額は約1.5億円になります。</p> <p>普通・急速などの充電設備種類毎の個別の予算額は設定されていません。</p>
15	採択、不採択はどうやって知ることができますか。	採択された方には「補助金交付決定通知書」が発行されます。
16	採択結果による補助金の予算の執行状況は、開示されますか。	開示されませんが予定している予算額の上限に達した場合は協会のWEB上でお知らせします。

Q4 交付決定・計画変更について

No.	問合せ内容	回答
1	交付決定通知が届くまで、どのくらいの期間がかかりますか。	交付申請が提出され受理されてから概ね1ヶ月程度を目安に「交付決定通知書」を発行し、申請者へ郵送します。ただし、国の補助申請を同時に行っておられる場合は、その採択結果についてのお知らせをこちらにいただいてから概ね1週間程度で「交付決定通知書」を発行し、申請者へ郵送します。
2	補助金交付決定通知が届けば、工事を開始しても良いですね。	施工開始してください。「補助金交付決定通知書」の受領後に充電設備の発注および工事の施工を開始してください。
3	工事を開始したら、配線予定の土地に別の建物の基礎があり、配線ルートを変更しなくてはいけなくなりました。協会への連絡は必要ですか。	<p>原則として、「補助金交付決定通知書」で承認された工事を遂行していただく必要があります。ただし、変更が生じた場合は速やかに協会へお知らせください。こちらではその内容・理由に基づき変更内容の重要性を審査し、結果を申請者に通知しますので、その指示に従ってください。実績の報告前までに提出する必要がありますので留意してください。</p> <p>なお、協会の指示があるまで、計画変更に係る設置工事は中断する必要があります。</p> <p>【申請の手引き：11-4.計画変更】</p>
4	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	手続きの必要はありません。ただし、実績報告の最終提出期限である令和4年1月31日(月)を超えることができませんので注意してください。この日までに工事完了・支払いを終了して、実績報告書の提出ができない場合は、補助金が交付されませんので十分にご注意ください。

Q5 実績報告・補助金交付について

No.	問合せ内容	回答
1	実績報告をするにはどうすれば良いのですか。	補助金の交付を受けるためには、期限内に協会へ実績の報告を行う必要があります。必要な書類を整えて、期限までに協会に送付してください。 提出の最終期限は令和4年1月31日(月)になります。
2	実績の報告期限に間に合いそうにないのですが、どうすれば良いのですか。	実績報告期限である令和4年1月31日(月)を超えることはできません。もし間に合わない場合は申請の取下げをしていただく必要があります。
3	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	実績報告書を受理した後に、書類審査及び必要に応じて現地審査を行って、概ね1ヶ月を目途に補助金額確定通知書を発行します。その後速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を受理してから概ね1ヶ月で申請者名義の口座へ振込みされます。
4	充電設備の取得価格が50万円未満でも、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表に記載するのですか。	記載が必要です。 充電設備については取得価格に関わらず全てが記載対象としてください。付帯設備等については、取得価格が50万円以上の付帯設備等が記載対象となります。補助金の交付を受けた方は、取得財産等について「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を書面にて管理・保管しなければなりません。
5	課金機が付属している充電設備の場合、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表に記載するのですか。	充電設備本体に課金器等が付属する場合は、付属する機器も取得財産として記載する必要があります。
6	利益等排除をして交付決定を受けました。実績報告時に提出する書類はありますか。	「利益等排除申立」の関係書類の提出が必要となります。また、該当する利益等排除の算出方法による根拠資料は実績報告時に使用した根拠資料を提出してください。交付申請時と同一の場合も再度提出する必要がありますので注意してください。 【申請の手引き：9-18. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合】

Q6 必要書類

No.	問合せ内容	回答
1	借地に充電設備を設置します。土地の利用に関する許諾を証する書類というのは土地の賃貸借契約書を提出すればいいですか。	<p>手続き時に求めているのは、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間(5年)以上において設置することの許諾になります。</p> <p>その旨の記載がある場合や、覚書等がある場合は土地の賃貸借契約書の提出で構いません。記載がない場合は、書式は問いませんので、別途提出してください。</p> <p>【借地の場合】</p>
2	交付申請時に提出する見積書は概算見積書でもいいですか。	<p>概算見積書では交付申請はできません。正式な見積書を基に「充電設備等設置工事申告」を入力し、提出する必要があります。</p> <p>【見積書で確認する事項】</p>
4	急速充電設備を設置するので、特別措置にて電力契約します。交付申請時に電力会社からの請求書が発行されていないですが申請できますか。	<p>原則、申込書と請求書の提出が必要となります。電力会社が請求書を発行できない場合は、電力会社と協議の結果「宛先、発行者(電力会社名)、設置場所名称、工事負担金額」等が記載されている概算見積書でも可とします。ただし、請求書は取得次第速やかに提出してください。なお、交付申請するには、申込は完了している必要があります。</p> <p>【申請の手引き：9-16.特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請の場合(特別措置の申込書、請求書)】</p> <p>また、実績報告時に必要な書類(領収書等)については</p> <p>【申請の手引き：9-16.特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合(特別措置の支払を証する書類)】</p>
5	要部写真として写真が求められていますが、これから建設するので、設置予定場所には何もありません。何を写せばよいのですか。	<p>これから建設する場合でも工事完了後の写真と比べる必要がありますので、設置予定場所を撮影し、赤枠にて明示してください。要部写真は工事項目ごとに異なり、工事着工前や工事中に撮影する必要のある写真もありますのでご注意ください。詳細は「申請の手引き」にて確認してください。</p> <p>【申請の手引き：5-21.要部写真の提出資料】</p>
6	充電設備の発注書に工事費も含まれていますが問題ありませんか。	<p>充電設備を工事施工会社から購入する場合で、設置工事の見積書に充電設備の見積が含まれる場合は、問題ありません。設備と工事の内訳書を添付してください。</p>

No.	問合せ内容	回答
7	<p>支払証憑について教えてください。複数の場所に充電設備を設置しました。申請は一つの工事ごとに行いましたが、支払いは全ての申請分を一度に工事施工会社に支払いました。どのように実績報告に添付すればいいですか。</p>	<p>内訳書を添付してください。その場合は、対象となる証憑（領収書など）ごとに内訳書を作成していただき、それぞれがつながっているかわかるように整理して、紐付けされていることが必要です。</p> <p>〈領収書が一括の場合〉</p> <p>請求書が工事ごとであれば、領収書に設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>〈請求書及び領収書とも一括の場合〉</p> <p>それぞれ内訳書が必要になります。工事施工会社の請求書に内訳として設置場所ごとの請求額を記載してください。さらに該当の設置場所に関しては部材や労務費等が記載された内訳書が必要となります。</p> <p>領収書には、設置場所ごとの領収額が記載された内訳書を添付してください。</p> <p>【申請の手引き：9-6. 充電設備本体の請求書(内訳書含む。)】</p> <p>【申請の手引き：9-7. 充電設備本体の支払を証する領収書】</p> <p>【申請の手引き：9-9. 工事費の請求書(内訳書含む。)】</p> <p>【申請の手引き：13-9. 工事費の支払を証する領収書】</p> <p>(注) 実績報告時に支払証憑が提出できない場合は、補助金の交付ができません。補助申請をするにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区別してください。収支に関する証拠書類(見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類)も明確に区別することが必要です。</p>
8	<p>インターネットバンキングのため、通帳がないのですが、補助金の振込先口座を証する書類は何を提出すればいいですか。</p>	<p>下記内容が確認できる画面のプリントアウト等を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人の氏名／名称のフリガナ ・金融機関名 ・支店名 ・預金種目 ・口座番号 <p>実績報告に記載された、申請者名義であることが確認できる必要があります。口座の種類により異なりますので「申請の手引き」を確認の上、提出してください。</p>
9	<p>分譲のマンションに設置しますが、交付申請時に提出が必要な「住民総会」での決議を証する書類は何を提出すればいいですか。</p>	<p>充電設備を設置することを住民が許諾し、予算の確保がされていることを証する書類になります。「住民総会」で決議されたことが協会で確認できる書類(住民総会の議事録)を提出してください。</p> <p>なお、交付申請時点にまだ決議がされていない場合は、理事会での決議がされていることを証する書類を提出するとともに、「住民総会」の開催時期と、決議される見通しをお知らせください。</p>

Q7 申請後の変更・計画変更

No.	問合せ内容	回答
1	申請後に法人名を変更しました。どのように対処すればよいですか。	「変更届出」と変更後の本人確認書(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿」を提出してください。ただし、交付申請後に申請者自体を変更することはできません。 【申請の手引き：11-4. 計画変更】
2	申請後に法人の代表者及び履歴事項全部証明書に記載の役員が変更になりました。何か手続は必要ですか。	交付決定前であれば「実施状況等報告」、交付決定後であれば「変更届出」の提出が必要です。変更が登記された本人確認書(履歴事項全部証明書等)および「役員名簿」を提出してください。 マンション等の管理組合の理事長等が変更になった場合も同様です。「実施状況等報告」または「変更届出」にそれぞれの本人確認書類を提出してください。その際には変更になったことが確認できる書類(総会資料、役員変更のご案内等)の書類が必要になります。 【申請の手引き：11-4. 計画変更】
3	実績の報告を行うのですが申請時から申請者の住所を変更する場合はどうすればよいですか。	申請者の住所が変更になる場合は、実績の報告前に「変更届出」の提出が必要です。変更前と変更後の住所が確認できる書類(履歴事項全部証明書、住民票、免許証の表と裏書等)を提出してください。 【申請の手引き：11-4. 計画変更】
4	充電設備の設置工事を取りやめることになりました、申請を取り下げることができますか。	可能です。 取り下げの手続きが必要です。 補助金申請の手引きに従って手続きを行ってください。 【申請の手引き：11-1. 申請取下げ】
5	新しい機種が承認されたので違う充電設備を設置したいのですが、申請した充電設備を変更することはできますか。	申請後に充電設備を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて交付申請受付期間内に再度交付申請をする必要があります。(ただし、取下手続きが完了するまで新たな申請は受理することができませんのでご注意ください。) 【申請の手引き：11-1. 申請取下げ】
6	充電設備を購入する予定で申請しましたが、リースにて設置しようと思います。変更することはできますか。	申請後にリースの有無を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、交付申請受付期間内であれば可。)
7	工事施工会社を変更したいのですが、どうすれば良いですか。	申請後に工事施工会社を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、交付申請受付期間内であれば可。)
8	手続代行者を変更することはできますか。	交付申請後に手続代行者を変更することはできません。 変更する場合は、申請を取り下げて再度交付申請をする必要があります。(ただし、取手が完了し、交付申請受付期間内であれば可。)

Q8 財産管理・財産処分

No.	問合せ内容	回答
1	処分制限期間が5年となっていますが、5年を過ぎたら処分はどうすればよいですか。	設置完了日から5年を過ぎた充電設備等の処分については、補助事業者の意向で決めてください。
2	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した充電設備を保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間の事です。保有義務期間は設置完了日から5年となります。 【申請の手引き：1-5.取得財産等の管理と保有義務期間】 【申請の手引き：12-1.処分を制限された取得財産等の処分】
3	保有義務期間の5年の間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返納が必要となります。 保有が困難にあった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ず協会へ事前の届出が必要となります。承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求める場合があります。 詳しくはお問い合わせください。 【申請の手引き：12-2.処分する場合の手続と注意事項】
4	充電設備メーカーからメーカーの責任で不具合が発生し交換したいと言われました。	財産処分の手続きが必要となります。 「財産処分承認申請書」を提出してください。本人の責めに帰さないやむを得ない事由での充電設備等の交換にあたるため、これを受け、返納を求めない旨の承認書を発行します。なお、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を修正し再度送付する等、処分後に完了報告をする必要があります。 詳しくはお問い合わせください。 【申請の手引き：12-1.処分を制限された取得財産等の処分】
5	新築のマンションが竣工したので建設会社からマンション管理組合に充電設備の所有権を変更します。 どのような手続きが必要ですか。	補助金の交付後(振込後)に手続きを行う必要があります。 所有者の変更を行う前に、「財産処分承認申請書」を提出して指示を受けてください。 詳しくはお問い合わせください。 【申請の手引き：12-1.処分を制限された取得財産等の処分】
6	補助金の交付を受けた充電設備を「充電インフラ会社」等に貸付けし課金の運用を任せたいのですが、可能ですか。	補助金の交付を受けた方が充電設備の所有権を留保し、補助金の目的の達成を図るために行われる利用権の許諾であれば可能です。 その場合は補助金の交付後(振込後)に、「取得財産等届出書」と賃貸借契約書等を添付して提出する必要があります。処分内容により提出書類が異なりますので、指示を受けてください。
7	経理処理で圧縮記帳は可能ですか。	法人は国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42条)の適用をうけることが可能です。 なお、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署または税理士にご相談ください。